

供 覧				
機室長	室 長	技 監	室 員	担 当
[Redacted]				

平成 15 年 3 月 17 日

[Redacted] に係る現地調査及び打合せについて

[Redacted] の案件について、下記のとおり現地調査及び打合せを実施します。

## 記

- 1 調査日 平成 15 年 3 月 19 日 (水)
- 2 案 件 未許可地及び許可地
- 3 許可概要
 

事業者名	[Redacted]
施行箇所	熱海市伊豆山 [Redacted]
事業名	熱海市伊豆山宅地分譲事業
承認日	平成 14 年 12 月 26 日
許可番号	宅造 熱土第 1022 号 都計 熱土第 62-2 号
- 4 内 容
 

打合せ	13:00 から 15:00 (熱海土木事務所)
現地調査	15:30 から 17:00
- 5 出席予定者
 

土地対策室	[Redacted]
熱海土木事務所	[Redacted]
都市計画課	[Redacted]
建築住宅課	[Redacted]
建築安全推進室	[Redacted]

(案)

## 弁明の機会の付与通知書

熱土第 号  
平成 15 年 3 月 日

静岡県知事 石川嘉延

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

弁明の件名	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事に係る、宅地造成等規制法第 13 条第 2 項に基づく措置命令
予定される不利益処分の内容 (講ずべき支障の除去等の措置の内容)	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事を直ちに停止すること。 上砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画をたて、熱海土木事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
不利益処分の根拠となる法令の条項	宅地造成等規制法第 13 条第 2 項
不利益処分の原因となる事実	① 許可の条件で整備することとされている、工事の施工状況を示す資料が整備されておらず、許可に附した条件に違反していると認められること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②のため、当該宅地造成に関する工事が、法第 9 条第 1 項の規定に適合していることが確認できないこと。
弁明書の提出先	〒413-0016 熱海市水口町 13-15 熱海土木事務所 建築住宅課
弁明書の提出期限	平成 15 年 3 月 28 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	無
口頭による弁明の機会の付与の口時	無
口頭による弁明の機会の付与の場所	無

## 備考

- 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 71 号）第 21 条の規定に基づき手続を行うこともありますので、御承知おきください。
- 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。

(案)

様式第12号(第16条関係)

## 弁 明 書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様

弁明者 所在  
名称

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	

(案)

## 命令書

熱土第 号  
平成15年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延

許可年月日及び番号	平成14年12月26日 熱土第1022号	
許可を受けた者の住所・氏名	[REDACTED]	
施工区域に含まれる地域の名称	熱海市伊豆山 [REDACTED]	
工事の目的	専用住宅敷地造成	面積： 19,379.64 m <sup>2</sup>
予定建築物の用途	専用住宅	

宅地造成等規制法（以下「法」という。）第8条の規定により許可した上記の宅地造成に関する工事に関し、下記のとおり、法第13条第2項の規定に基づき命令します。

## 記

命令	命令する理由	<p>① 許可の条件で整備することとされている、工事の施工状況を示す資料が整備されておらず、許可に附した条件に違反していること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②のため、当該宅地造成に関する工事が、法第9条第1項の規定に適合していることが確認できないこと。</p>
	命令する内容	<p>平成14年12月26日付け熱土第1022号で許可した宅地造成に関する工事を直ちに停止すること。</p> <p>また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

(案)

熱土第 号  
平成15年3月 日

様

静岡県知事 石川嘉延

## 宅地造成等規制法第18条に基づく報告について

貴社が熱海市伊豆山 [REDACTED] で行った宅地造成工事は、この区域が宅地造成工事規制区域に指定されているため、無許可で造成したことによる宅地造成等規制法違反の疑いがあります。

よって、現在までの工事状況について、宅地造成等規制法第18条の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

## 記

- 1 報告を求める対象となる区域  
熱海市伊豆山 [REDACTED]
- 2 報告を求める内容
  - 1) 宅地の面積
  - 2) 切土・盛土をした面積
  - 3) 擁壁（土留・石積含む）の構造・方式、高さ、延長
  - 4) 排水施設の構造・方式、内法寸法、延長
  - 5) がけの保護方法
  - 6) 工事中に実施した危害防止措置
  - 7) その他の措置
  - 8) 添付図面
    - a) 位置図（方位、道路、目標となる地物）
    - b) 地形図（方位、宅地の境界線）
    - c) 宅地の平面図（方位、宅地の境界線、盛土・切土部分、崖の部分、擁壁・排水施設の位置）
    - d) 宅地の断面図（切土・盛土をする前後の地盤線）
    - e) 排水施設平面図（排水施設の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配、流水方向、吐口、放流先）
    - f) がけの断面図（がけの高さ、勾配、土質（層厚）、切土・盛土前の地盤、がけ面の保護方法）
    - g) 擁壁の断面図・背面図（寸法、勾配、材料の種類寸法、裏込コンクリート寸法、透水層の位置・寸法、基礎地盤土質）
    - h) 擁壁の背面図（擁壁の高さ、水抜き穴の位置・材料・寸法（内径）、透水層の位置・寸法）
    - i) 現況写真（現場の状況が確認できるもの（カラー、撮影年月日明示、2方向以上））
- 3 報告の期限  
平成15年3月25日

担 当 熱海土木事務所  
建築住宅課  
電話番号 0557-82-9192  
F A X 0557-82-9110